

自立支援医療受給者証(精神通院)の更新手続きはお早めに

昨年4月に障害者自立支援法が施行され、精神通院費公費負担患者票から自立支援医療受給者証(精神通院)に変わり、有効期間は従来の2年から1年となっております。有効期間は受給者証に記載されていますので、期間満了後も引き続き自立支援医療(精神通院)のご利用を希望される方は、更新が必要となります。なお、期間内に更新手続を行わない場合、医療費助成が受けられなくなりますのでご注意ください。更新手続は、有効期間満了日の3ヵ月前から申請できますので、お住まいの市町村窓口にて次の書類を提出してください。申請書類は、市町村経由で留萌保健福祉事務所に提出し、北海道において審査が行われますので決定までには時間がかかります。

1 申請書 医療機関に用紙がない場合は市町村窓口にあります。

2 診断書 医療機関で記載を依頼してください。医療機関に用紙がない場合は市町村にあります。

3 健康保健証の写し

◆ 国民健康保険の場合 受診者が属する世帯全員の保険証の写し

◆ 健康保険の場合 受診者が被保険者の場合 受診者の健康保険証の写し

◆ 健康保険の場合 受診者が被扶養者の場合 受診者と被保険者の健康保険証の写し

4 市町村民税課税証明書等

◆ 生活保護受給中の場合 直近の保護決定通知書又は生活保護受給証明書

◆ 国民健康保険加入者の場合 世帯全員の市町村民税課税証明書等

◆ 健康保険加入者の場合 被保険者の市町村民税課税証明書等

※その他、右記以外で市町村民税の課税状況が確認できる書類

4で市町村民税が非課税の場合

本人の17年中の次の収入が分かる資料(7月以降の申請には18年中のもの)

◆ 年金収入(老齢・障害・遺族)等 振込通知書の写し等

◆ 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等 手当証書、振込通知書写し等

4で市町村民税課税世帯で「重度かつ継続」に該当する場合

医師の意見書または高額療養費に決定通知書等

◆ 意見書の場合は医療機関に所定の様式に記載を依頼してください。

◆ 過去1年以内に高額療養費制度を4回以上受けた場合は決定通知書等写しが必要です。

申請窓口 幌延町保健センター内 精神通院担当 ☎5・1790 ※必ず印鑑を持参してください。

問い合わせ先 留萌保健福祉事務所 子ども・保健推進課主査(精神保健福祉)

☎0164・42・8329 又は、市町村の申請窓口にお問い合わせください。

平成19年度 予備自衛官補募集

自衛官としての経験がなくても予備自衛官になれる予備自衛官補募集中

応募資格 / 【一般公募】18歳以上34歳未満の者

【技能公募】18歳以上であって下記の国家免許資格等を有する者

衛生・語学・整備・情報処理・通信・電気・建設

(細部はお問い合わせください。)

締め切り / 平成19年4月9日(月)

試験期日 / 平成19年4月14日(土)・15日(日)・16日(月)のいずれか1日日

試験種目 / 筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査

お問い合わせ先

- 町民課生活環境グループ…………… ☎5-1111 (内線153)
- 自衛隊旭川地方協力本部留萌地域事務所…………… ☎0164-42-4650